

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

～地域共生社会を目指して～

「第3次津山市地域福祉計画」の基本理念である、「だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」を第9期の基本理念とします。

令和2（2020）年6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。国の基本指針においては、今後高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本市においては、これまで高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、津山市版の地域包括ケアシステム（医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築してきました。

本計画においても、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの更なる充実に取り組みます。

第9期計画の基本理念と共生社会の理念に基づき、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、すべての住民が生きがいや役割を持ち、支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会を目指します。

2 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で、人生の最期まで安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者のそれぞれの能力や状態に応じ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に推進します。

また、安心して在宅生活を継続することや在宅での看取りを支援するため、医療と介護の連携を更に強化し、切れ目のない医療と介護を提供できる体制づくりを推進します。

基本目標2 介護予防・健康づくりの推進

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、健康づくり支援、生きがいづくり支援や社会参加支援の充実を図ります。また、高齢になってもはつらつと暮らせるよう、健康診査の受診や生活習慣の改善支援を行うなど、壮年期や青年期など若い世代からの健康づくりを推進します。さらに、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるように支援するとともに、高齢者本人の心身機能の向上を図るための介護予防事業の充実を図ります。

基本目標 3 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持ち、安心して暮らし続けることができるよう、これまで取り組んできた地域における生活支援体制整備の更なる充実を図るとともに、安全で生活しやすい地域の住まい方なども含めた環境づくりを推進します。

また、高齢者の尊厳を守るため、高齢者やその家族が必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実や成年後見制度などの利用促進を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

さらに、認知症施策については、認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても住み慣れた住まいや地域で、心豊かに安心して生活することができるよう、認知症に関する地域の理解を深めるとともに、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進します。

基本目標 4 介護保険サービスの充実

本市における介護保険サービスを、持続可能かつ良質なものとして維持するためには、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築が重要です。

これらを進めるにあたっては、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、介護保険制度の持続可能性を確保します。

地域包括ケアシステムを支える人材の確保については、サービスごと職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護人材の確保及び定着支援を推進します。

さらに、ICT等の導入により、介護現場の革新・負担軽減を図ります。

3 施策体系

